

平成 26 年度第 1 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 26 年 6 月 19 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

2 場 所 低層棟 3 階 研修室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

青山委員	阿久澤委員	金戸委員	田中委員	藤原修委員
古本委員	村田委員	山本委員		

〈欠席委員〉

出口委員 藤原俊委員 的場委員 三浦委員

〈事務局職員〉

木下 寛和（人権文化部長） 原山 葉子（人権文化部次長） 横山 尚明（人権文化部人権平和室長） 早瀬 健次郎（人権文化部人権平和室参事） 市場 研二（人権文化部人権平和室主幹）
大田 正義（教育総務部教育政策室長） 内田 智子（教育総務部教育政策室主幹）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

- 1) 今後の検討課題の整理
- 2) 意見交換

【質疑及び意見等】

会長：今年度 1 回目ですが、実質 3 回目の審議会になります。いろんな議論をいただきましたが、そろそろきっちりとした方向づけをしながら答申にむけて具体的なことも含めながら順番に議論していきたいと思います。

前回につきましてはご欠席の委員さんもおられますので、少しだけ前回の振り返りをするのと、前回に行政から出していただいた吹田市人権施策基本方針の進捗状況、各部署のこれまでの取り組みの経過や現状についての資料についていろんなご意見をいただきました。その他にもご意見があればお出してくださいということをお願いしましたところ、その後お二人の委員からご意見をいただきましたので、後で披露いた

きたいと思います。ただ、個別の項目に関する問題につきましては、いずれにせよ各論の議論を順番にしていこうということになります。本日は時間の関係もありますので、後程、どういう意図で意見をご提案いただいたのかも含めて委員さんの方から簡単にご紹介いただけたらと思います。

前回の議論では、みなさんの意見として、行政がやっていることを出してもらったが、具体的に何が課題なのか、何ができて何ができていないのかがいまひとつ明確でないのではというご意見がひとつありました。私の方からも会長メモという資料をだしています。その中にもみなさんの意見を反映したつもりですが、個別の具体的な機関とかセクションについてはどうかという意見もありました。これについても各論を議論するときに改めて議論していただけたらと思います。また、自治会とか団体の地域の横のつながりをどう作っていけばいいのかということが課題ではないかという話もありました。

議論の進め方としては、基本的な理念が大変重要なので、まずそこを議論すべきではないかという意見をいただきました。基本指針からこれまでの経過のこと、職員の人権意識の問題や研修の問題とか、庁内の推進体制の問題、また、審議会が答申を出したらそれで終わりなのか、そうではないだろうという意見を前回いただきました。前回の議論の詳細は先日お手元に届けました議事録で確認いただきたいと思います。発言内容等をご確認いただけたら前回の議事録をホームページで公開したいと思っています。

それでは委員の方からのご意見ということで委員の方からお願いします。

委員：地域にお住いの、足の不自由な方から「家電製品が壊れて困っている。なんとかならないか」と相談がありました。所得が低いので買い替えができないので、生活資金的な形でお願いできないものかということでしたが、吹田の社会福祉協議会に相談しても残念ながらできないという返事でした。

しかし、その後社会福祉協議会から連絡があり、府の社会福祉協議会の担当者が生活困窮者の相談に乗るという話をもらい、結果的に横の連絡がうまくスムーズに行き問題が解決した例がありました。

会長：うまく横のつながりをつけていけば、できることもたくさんあるということですね。意外に地域の団体も縦割りの傾向があるというのは指摘されるところです。ひとつの課題として今後の議論の中でも反映させられたらと思います。それでは委員、お願いします。

委員：私が出させてもらった府民意識調査の資料は、前回の議論の中で各論はいろいろ出ましたので、全体の見直しの流れにもっていかないといけないなと思い、個別の課題

で自分が思っていることを列挙したということになると思います。府民意識調査に出した吹田市のデータはどうか、それと比べながら吹田市としての意識を把握する必要があるんじゃないかというひとつの提起なのです。

今から、この短い期間で改めて調査を行うというのは、この審議会の役割を越えてしまうということもあろうかと思いますので、もともと府民意識調査のデータがあり、それと相対比較しながら分析するのも一つの手法と考え資料として出させていただきました。

次に、資料１－２ですが、私がおります地域では、連合自治会の中に「人権啓発推進委員会」として、議決権はありませんが、提起はできるというオブザーバー参加をさせていただいており、地域行事では、人権啓発推進委員会として位置付けてやってきました。地域では横の関係の繋がりが必要だろうということで地域の各団体の活動が分かる資料を出しました。

資料１－３については高知県の学校で取り組まれていることで、人権が尊重された学校経営がなされているか等について教職員が評価する自己チェックシートです。自分自身、教育現場におりましてやはりこのように自己チェックが必要だと思います。

国連の世界人権宣言が具体化するために条約が批准されて行動計画が策定されて、公権力を行使する人たちは、人権に関わる国際基準を身につけなければいけないだろうと思います。とくに教員や警察官、刑務所職員、裁判官などの公務員、法律家、メディアなどは人権尊重の国際基準を学ばなければならないと思います。それを教師の部分に絞ったのが資料１－３です。個別に出しましたけれど全体部分を網羅してどうするのかを策定しないといけないと思います。今回は前回の市の資料に対して、個別に出させていただいたということです。

それと、追加の資料に関してですが、個人を特定する部分については消しておりますが、実は孫がおりまして、初めて生活発表会に行かせていただきました。そこで行われた公立保育園の園長の発言を、私は問題視をいたしました。差別的な発言をした際に、その発言者が気づいて変わっていくということの事例としてお出ししました。

逆にいい意味で人権の問題というのは、自分が気づかずに不用意に行った差別発言に対して、そこからの気づきによって自分自身を変えていくというのが大事だと思います。この分析に関しては、個別の部分でもう少しやりたいとは思いますが、今年の３月にこういった事例が起こって、残念なのは１５０人くらいの保護者が聞いているのに、誰一人としてそのことを指摘する人がいなかった。それも吹田市民の意識なんだろう。お互いのやり取りの中で変えていく事例として報告だけさせていただきます。

会長：ご提起いただいたことについて、実地調査に関しては、全部出しますと煩雑になりますので、主要な部分について出させていただきました。

これは、今の状況をどう理解するのかということについて、現在ある府民意識調査

を参考にすればどうかというご提起と思います。ただ吹田市民の回答数については、実際は数十人なので、ある程度の状況把握にはなりません。ただ、吹田市の個別の課題とどう結び付くかについては、サンプル数が少ないのでどうするかは議論が必要だと思います。

お二人から前回の議論に関わって問題提起をいただきましたので、今後の議論に活かしていきたいと思います。

3回目になりますので基本指針の見直しについて具体的な議論に移っていかなければいけない。私たちに与えられた課題は、基本指針をどう見直すかについて答申をするということなんです。新しい基本指針が、それが基本計画になるんでしょうけど、計画は指針に基づいて吹田市が作るということになります。新しい基本指針そのものを我々が作るわけではないことはいままでのことなので、最初に確認をさせていただきます。

基本指針の見直しを始めるためには、基本指針の各項目について、それをどういうふうに検討していったらいいのかということをもっと押さえておいて、行政の方で基本的なデータを集めてもらう部分、審議会できっちり議論する部分、場合によっては、関係部署に対してヒアリングを行ったりしながら課題の区分けとか交通整理をする必要があると思います。

次に十分ではありませんが、基本方針の各項目に即して、私のほうで、やる必要があるのではないかということについて、今日お話をさせていただきたい。

会長メモですが、基本方針の見直しについてと、今後の審議の進め方をみんなで話し合うことになるかと思います。それに至るまでに項目の確認とそこにどういうことを検討する必要があるかということをもっとメモにしてみました。

まずはじめにですが、全部白紙にもどして一から書くということではないので、それぞれ項目ごとに検討するということですが、まずこの間の経過を加筆する必要があるということ、この間の吹田市の施策の成果、基本方針制定以後の経過の記述、基本方針が出された以前以降を順番に記述していく必要がある。

とくに審議会が十分に機能してこなかったことなどは、前回のご指摘がありましたので振り返りは必要であろうと思います。

2番目の現状認識として、国際的国内的を含めた全体的な状況、それと吹田市の状況、それから各論で議論することになるんですが吹田市の状況として、何がどこまでできて何ができていないのかということの現状認識ができているか。何が達成できていて、何が達成できていないのかという部分、これはおそらく総論と各論が必要と思いますが、各論についてはこの取り組むべき課題のところ議論するということで、総論的にはそこを一番踏まえておかねばならないだろうと思います。

3 番目として基本理念。人権の定義、それから日本及び国際的な人権施策の展開の経過。これは世界人権宣言を含めて、日本でしたら同対審答申を含めたいろんな経過を踏まえたうえで、基本理念が必要ではないかということで書きました。最後に人権と行政との関係。これはボタンかけとしては大変大事なところで、基本的には吹田市がどういう施策を行うかということになるので、人権と行政の関係をふまえるということです。

4 の基本方向、5 の取り組むべき課題ですが、基本方向では前回は啓発と教育のことが書いてあり、課題として 5 番目に配布されていたと思うのですが、教育や啓発というのは取り組むべき課題であると思いますので、方向性としては二つ項目をあげさせていただきます。

ひとつは地域社会、学校、家庭、職場でどのような人間の関係性をつくっていくのか、「関係性」と書きましたけれど、人が生きていく現場でどのような関係を作っていくのかが一番のポイントではないかと、前回の議論でも最後にそういうお話をさせていただきましたけれど、これが基本的な方向であり実際に最後の着地点ではないかという押さえ方がよいのではないかと私は思います。それから基本理念と各論との関係を次に書く。基本方向はそういうことではないかと考えました。

5 番目に、取り組むべき課題として、啓発・教育・相談・情報提供を位置づけたほうがいいのではないかということ。それと、現状把握と問題状況の確認、各部の進捗状況と問題点、課題を抽出するということ。

それから、各課題について、前回の答申の順に書いておりますが、今ある項目以外にも項目を追加していくということも必要ではないか、例えば先住民の問題や性的少数者などについても記載していく必要があるのではないか。その他という言い方がよくされるのですが、人権の課題にその他もないだろうと思ったので、課題を列举していくことがよいのではと考えました。

それと、次に先ほどの部分と重複する部分もあるのではないかと思います、ネットワークの整備をする必要があるのではないかということ。先ほど委員からお話があったように、ネットワークをいかに広げていくか、そこで見えてくる課題が変わってくるのではないかとということで横断的な課題としました。人間の関係性の問題であるとか、社会性育成への支援とか、子どもたちも含めて社会性、社会力という人もいますが、どういうふうに培っていくのかは人権課題とも密接な関係があるのでは思い、項目を立てました。

6 番目に庁内の推進体制、7 番目に職員研修、8 番目で新たに付け加える項目として、これは付け加えるということでもいいですし、新たに項目を挙げるということでもいいと思いますが、6 つの項目を出させていただきました。

一つは、施策の進捗状況の管理、評価、課題の整理、それと市民参加の推進体制、以上会長としての提案ということです。

また、基本理念について少し議論を進め行けたらと思います。以上確認していただいてご審議いただけたらと思います。

委員：基本方向のところで少しだけ違和感があるのですが、人間の関係性を作っていくのは大事なことだと思うのですが、それはわたしたちにとっての宣言であって、答申という行政が名受け人になる文書なので、行政は何をするのかをきっちり書いていただきたいというのがひとつです。2点目は、10年前と今日ずいぶん状況が変わっていると思います。本人通知制度や、障がい者の差別解消の法律もできましたし、そのあたりは入れるべきかなと思います。

会長：組み替えないとこのままでは時代遅れですよ、という話ですね。関係性の問題はもちろんそうで、施策を行政としてどういう立場でやれるか、そこはちゃんと踏まえておかないということだと思います。先ほど委員がおっしゃった、学校経営の話とか公権力を行使する側の立場の問題については、行政本来の在り方ときちっとリンクさせた議論があるのかなと思います。

委員：行政の意識も理念も変わらなきゃならない。意識がそのまま停滞しているところもあるだろうし、人権の概念にしても、国連の基本的な人権理念自体もどこかに飛んでしまっている感じは否めない。そのあたりを理念の中に入れることが必要。それと行政は体系的に人権研修に取り組めているのか、ひとつはそこなんです。今の現状認識もありますが、人権の研修制度を行政が体系的に考える、それが啓発に繋がっていくと思う。国際的な状況の変化もありますし、国内的な状況の変化もあることについていけていない。そのことを総括しなければいけないと思います。

会長：一応こういう見取り図である程度やりながら修正していくということで進めていいですか。基本理念ということで、人権についての定義を委員の中で話しあう必要があります。人権という言葉の理解が人によってまちまちというところが問題になってくる。どこまで答申に書くかは別として、そのことを念頭においた定義の仕方を書く必要はあるのかなと思います。あと、この間のいろいろな状況の変化、人権の概念の進化というのか、そのところを踏まえた基本理念のとらえ方などについて少し話を進めていければと思います。

ここで関連資料を配付いただけますか。事務局から配布資料についての説明をお願いします。

事務局：今お配りしましたものは、世界人権宣言、大阪市の人権行政の基本理念と富田林市の人権行政の基本的なありかたです。審議会の場で方針の見直しをしていただくに

あたって 基本理念を考えていく中で、近隣市町で同じような方針を出されているところを拝見しまして、参考になるかなということで用意をさせていただいたものです。

会長：これを読んで今すぐにどうこうというわけではないですが、今後の議論のための最低限の資料になるかということで出しました。少しご覧ください。

委員：これらの資料から学ぶことは、書くだけでは何もならないということですね。大阪市が別室指導の件を出されましたよね。子どもの人権に関する最たるものだと思うのですが、そんな中で、こういう絵空事を書くのではないと思います。

それと、日本全体の人権に関する意識が危機的状態というか、人権施策を吹田市が考えようとするならば、相当の肝を据えて、ある意味国の動きの中で戦っていくくらい、そういうことを議論していくのかと思うのです。

委員：人権というと当事者の立場で権利を保証しようということだったのが、ダイバーシティと言い換えると多様な人がいると組織が強くなって儲かるというビジネスの概念が入ってくる。同じ人権という言葉を使っても全然違う解釈をする人たちがいて、なにが大事かということですね。

委員：先日、小学生が高齢者施設の見学をし、その報告会が学校でありました。そこには施設のお年寄りの方も車いすで来られていましたが、その人たちに高学年の児童も教師も誰もサポートしようとしていなかった。ここがすべてだと感じました。

基本方針は中学生が読んでわかる文章でないという意味がない。私の心の中には 1965 年の団体審答申があって、これが日本の人権憲法という考えを持っているのです。国および行政の責任というものと、国民の課題としてどう克服していくか。それについては、市民それぞれの役割があるわけです。お互いに責任を果たさないといけないというのが答申なわけです。

先ほどからの会長のお話でも、そのあたりをどう克服する文章を作れるかと思います。行政の文章は、「こうしていきましょう」という前を向いた文言がない。痛みを感じている人の文章ではないと思います。

委員：人権という名のもとに自己的というか自分が大事にされたいということだけで、しかし人権ということは他者の人権につながって初めて人権なんだけれども、なんとなく私の益、利ということだけで社会が進んでいこうとするところがあります。

会長：一方では自尊感情と言われるように自分を大切にすることは大事なんだけれども、それを他者の尊厳とどう繋げるかという回路が切れてしまっている、そこはむしろ指

摘しなければならぬことです。それと文書だけではだめだということをどう克服するかですね。行政が動く仕組みを提案することが大事だと思います。なぜ動けないのということをきっちり指摘することぐらいはやらなければならないと思います。

仕組みを提案する背後にはちゃんと理念がなければだめだし、今言ったような人権に対する誤解があるよということはきちっと書かなければいけないと思います。

委員：10年間停滞してきた部分の総括の仕方も、実効性なり行動性なり実現の具体的なところがみえないといけない。人権は行動性を必ず含んでいる。行政が取り組んでどうなのか、行政はこういう取り組みをしますという縛りのなところをだしていかないと実現性はないのではと思います。

会長：同対策審議会の答申を踏まえ、「市民的権利の剥奪の問題である」という部分は入りたい。あれはやっぱ基本だと。これは普遍的な宣言になるのかなと思います。すべての人に対して向けられた一種の宣言文であるという理解でいけたらと思います。

問題状況としては人権という考え方が誤解されているし、曲解されているし矮小化されている。このことを委員からご提案いただき、それを踏まえ各論にもきちっと書いていかなければならないかも知れない。

委員：今、子どもの分野ではなかなか子どもの人権が根付いていかないし、進んでいかない。そういう中で、子ども・若者育成支援推進法ができて、この法律だけは前文に子どもの権利条約の権利が大事だよということが相当議論してやっと入ったのに、今度またこれをやめて、健全育成法に変えるという動きがあります。またものすごい後退なんですよ。人権ということを考えるときには、人権の基本的な考え方として当事者の参加権が大事だよということはぜひ入れたいところだなと思います。

委員：こういう答申を出すときに、当事者論がないと、絵空事というか単によい文書ができてよかったね、で終わってしまう。実効性が伴わないことになると思います。

委員：参加システムをどう作るか。評価についてもちゃんとどう見るのかですね。

会長：審議会がたえずフォローとチェックをしていくことにならざるを得ないかなと思います。

委員：マスコミや報道機関は客観的報道といますが、押さえられた側の意見は往々にして無視されてきた。あるいはそれに抗議する側が、善悪に例えるのなら悪であるかのように表現される部分がある。また、現在ウクライナ情勢が複雑化していますが、単

純に考えて、ロシア人とウクライナ人が結婚して二人の間に生まれた子どもの数も非常に多い。民族紛争は大人の利害関係ですが、子どもの権利は誰が保障するのか。マスコミも子どもたちのことまでは取り上げない。これを今の日本にあてはめた場合、マスコミに対する発信の仕方というか、きっちりと取り上げてもらうようなことも考えていかなければと思います。

会長：基本理念の話をやるんですけど、各論のことも同時並行的に議論しなければいけません。それと各論はそれぞれの得意分野で委員に書いてほしい。行政に任せられる部分は行政が書けばいいけれども、各論のポイントになるところは委員に書いてもらう方が審議会としてはいいと思うんです。人権の考え方というのは局面局面でいろんな多様性を持っている。根っこをしっかりと考えることと、いろんな局面で人権の尊重の視点からいうとこれはこうだよという考え方がちゃんと繋がるような仕組みがいると思います。また、男女性差別と部落差別や障がい者差別で、どこがどう関連するのかなど、各論が結び付けられるような議論は今までほとんどなかった。そこはなかなか超えられなかったところでしたが、お互い委員同士で議論をする中で糸口があった方がいいのかなと思いますし、モザイク状ではあるけれど、自分のやっていることもここここが繋がっているんだなということも見えてくると思います。

基本理念のところでは、人権が一般的に理解されていることをもう一度整理して、間違いの事例とか誤った理解など本当はこうなんですよ、ここは違いますよと、だから基本指針はこう書いてくださいということにしたほうがいいのではと、みなさんの話を聞いて思いました。

委員：例えば子どもの権利条約を日本が批准しているというのは、日本に住んでいる人に国籍に関係なく権利に書かれたことを実現するという約束をしているわけですね。同じ論理で考えたら、吹田市は吹田市に住んでいる人や吹田市に来る人も含めて人権の批准を実現しますということなので、吹田市として誰に人権を実現しようとしているのか書く必要があると思います。市民でなければだめなのかとか、選挙権がなければだめなのか、日本人でなければだめなのかと思う人もいるかもしれない。

委員：わかりやすく定義してほしいですね。

委員：国際化が進んで、外国人の人も日本人と結婚して赤ちゃんができて、ところが親も子どもも日本語が話せない人たちがいる。こういう人たちにもなんとか日本で生活する日本人として権利が保障されるような世の中になりたいな、という思いはいつも持っています。

会長：ご欠席の委員さんもおられるのですが、それらの方々の意見は違ったものがあるのかもしれませんが、一応方向性としては理念というのは今までみたいに当然のこととして書くというよりも、少し誤解があるよという文脈で書いていくということが今ご提起いただいたと思います。せっかくですので、ここはやっぱりこうじゃないのということ、それぞれの個別の課題に則して、今、子どもの権利は非常に誤解されているということも含めて、気が付いた分だけでも結構ですので今言っていただいたらと思います。

委員：子どもがお年寄りの手助けができない現状を見るにつけて、どんどんその傾向もひどくなっている。また、先ほどの話でも健全育成の方向へすすんでいる、でも健全育成という方向さえ進んでいない。例えば、世話する大人がいないから子ども会は全国的にも崩壊状態。それではどこで人間的なやさしさを身につけていくのか。地域でも学校でも心もとない。それに対してどういう方策を持っていけばよいのか特効薬がない。その中で我々が何ができるのか。非常に悩ましい気がします。

委員：冒頭の意見ではないですが、地域の組織とか団体といったものが機能をはたしていない。なぜはたしていないのか。草の根の活動になっていない。例えば、学校に行っていない子がいて、担任が忙しいから校長先生が朝自宅まで迎えにいったりやる、そして少しずつ距離を伸ばして自分で学校に行けるようにしてやる。それを見た地域の人たちが、学校はなぜそんなことをするのだという。この社会意識を我々自身が方向性を見出していないといけないと思います。こういう意見を聞くと、悲しくもなるし悔しくもなるし腹立たしくもなります。でもその子が学校に行ったからそこで終わるのではなく、そこからがスタートとして伸ばしてやるのが地域の責任だと思うし、学校の責任とか家庭の責任に押し付けるのではなく、そこでこそ課題を共有する、市域の草の根の組織というものが求められていると考えます。

ややもすると行政責任とか学校の先生の責任とか、家庭に押し付けがちですが、社会全体を支えていくのは小さな地域の組織が大きく影響していくと思います。もちろん基本理念は大事ですけど、そこで終わらせるのではなくそれを草の根で活用できるような市民の責任をもう少し明確にすることも必要だと思います。

会長：市民の責任というか、自分たちで自分たちの事を考えていって、自分たちが責任持ってお互いに議論して深めていく。それで自分たちの権利が守られるんだよというのは基本の基本ですね。

委員：解放教育から同和教育、人権教育へという呼称の変化がある中で、どろどろとした現実の差別を見つめなおして変革させるというきれいな答申ではなくて、人間として

生きていく上での差別の現実認識みたいな中身的なものは求めたいと思うんです。それを実現するのが行政責任だというね、そのあたりの現実認識の部分が自分自身もとらえきれていない。データも何もない、総括にもなっていない中で、手につかない部分があると思います。自己経験と自分の範囲でしか話できないことを吹田市の方針として一般的、普遍化するのは難しい。個別には課題、問題意識なりを担ってきたことで範囲としては見えても、行政の施策として見直すのであればデータは必要であるだろうなということで府民意識調査を資料として出しました。総括をここでしないと、そのための会議だと思っているので、知らないけど出しましたという無責任なことはできないですね。

会長：ここで一度お聞きしたいのですが、人権という言葉はむづかしいですか。実際、人権という言葉にはいろんなニュアンスがあって、どう理解したらいいのかというところは多くの市民の人たちにいつもあるのかなと思います。もし切り口を付けるとすればどうですか。

委員：わかりやすい言葉で説明文も置き換えてもらうことと、あと、ボランティアで相談窓口を月に1回開いているのですが、若い人が仕事を辞めてうつ状態になって引きこもりがちになり、行政の窓口まで行けない人を抱えています。連携が大事だと痛感しています。

委員：先ほどのマスコミの取り上げ方の話ではないですが、後ろ盾があって行政の力がもっともっと発揮できると思います。

委員：いろんな人権課題はマスコミを通して広がっていて、性的少数者などの人権課題は分かっているが自分の身近なところではなくて、自分とは違った世界なんだという感覚の人も多いと思います。

会長：社会の仕組みとして我々の今の社会の在り方は人権という考え方になりたっている。これは基本だと思うんですね。制度の基本的な仕組みの中に権利というか人権という考え方が組み込まれているはずだが、そこに対する自覚がほとんどない。

次回はこの続きを行うのと、各論についてどうするかを事務局と相談します。宿題にして申し訳ないのですが、今日のテーマをみなさんで考えてきてもらって、ご自分の意見を発表してください。

今日はこれで終わりたいと思います。みなさんおつかれさまでした。